

活きた法の立体的注釈六法!!

判例・通達 実務大六法

衆議院法制局・参議院法制局 監修

A5判・加除式・全13巻(20冊)
定価 168,000 円(本体 160,000 円)

本書の特色

法律専門家・企業等に実務上必要とされる主要法令を厳選し、利用しやすい体系に編成。特に法律・政令・省令・規則を法条別に収録しました。また、委任規定などの関連条文の他、行政通達・判例の要旨を掲載し、各条文に関する情報を一元的に理解できる編集となっています。



○印は、参照条文又は通達・行政実例が掲載されていることを示す。

- 森林・林業基本法
- ◎森林法令則
- 森林組合法法令則
- 水産基本法

- 森林組合法 〔令則〕
- 水産基本法
- 漁業法 〔令則〕
- 水産業協同組合法

- 水産基本法
- ◎漁業法令
- 水産業協同組合法

◎漁業法令則
○水産業協同組合法

○水産業協同組合法
第九章 運輸
○鐵道營業法

第九章 運輸

○鐵道營業法

○鐵道事業法

- 鐵道營業法
- 鐵道事業法 則
- 道路運送法 令 則

- 鐵道事業法 則
- 道路運送法 令 則
- 道路運送車両法 令

- 道路運送法令
- 道路運送車両法令
- 貨物利用運送事業
- 貨物自動車運送事業

- 道路運送車両法
- 貨物利用運送事業
- 貨物自動車運送事業
- 倉庫業法

- 貨物利用運送事業
- 貨物自動車運送事業
- 倉庫業法令則
- 海上運送法令則

○海上運送法令則

○船舶法則

- 倉庫業法令則
- 海上運送法令則
- 船舶法則
- 船舶安全法令則

- 海上運送法令則
- 船舶法則
- 船舶安全法令則
- 船員法則

- 船舶安全法 **令則**
- 船員法 **則**
- 港灣法 **令則**

- 船隻安全法（令）
- 船員法（令）
- 港灣法（令）
- 港灣運送事業法（令）

- 船員法
- 港灣法
- 港灣運送事業法
- 海上衝突予防法

- 航空法
- 海上衝突予防法 則
- 港湾運送事業法令

- 海上衝突予防法（則）
- 航空法
- 観光立国推進基本

- 航空法
- 観光立国推進基本
- 旅行業法

○觀光立国推進基本
○旅行業法

○高度情報通信ネツ

第十章 情報通信
○高度情報通信ネット
形成基本法

- 高度情報通信ネット形成基本法
- 電気通信事業法令

- 電気通信事業法令
- 有線電気通信法
- 電波法

- 電氣通信事業法（令）
- 有線電氣通信法
- 電波法

- 有線電氣通信法
- 電波法
- 特定通信・放送開

- 電波法
- 特定通信・放送開
滑化法 
- 放送去

- 特定通信・放送開
- 滑化法令
- 放送法
- 郵便法則

○放送法
○郵便法

第十四編 民

第十四編 民

第十四編 民法
第一章 民法

第一章 民法

第一章 民法

- ◎民法
- 民法施行法
- 電子署名及び認証

- 民法施行法
- 電子署名及び認証法律
- 電子消費者契約及

○電子署名及び認証
法律

法律
○電子消費者契約及
知に関する民法の
去律

○電子消費者契約及
知に関する民法の
法律

知に関する民法の
法律

○特定非営利活動促
○中間法人法（令則）

- 特定非常利活動促
- 中間法人法 令則
- 不動産登記法 令細

- 特定非営利活動促
- 中間法人法 令則
- ◎不動産登記法 令細
- 遺失物法 令則

- 中間法人法 令則
- 不動産登記法 令細
- 遺失物法 令則
- 借地借家法

- ◎不重産登記法（令）
- 遺失物法（令）
- ◎借地借家法
- 立木二関スル法律

○立木二関スル法律

- 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律
- 国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律
- 行政不服審査法
- 行政事件訴訟法

第五編 財政・租税法

第一章 財政

- 財政法
- 財政法第二条の特例に関する法律
- 会計法
- 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- 国の債権の管理に関する法律
- 政府契約の支払遅延防止等に関する法律
- 物品管理法
- 国有財産法

第二章 租税

- 国税通則法
- 税制改革法
- 所得税法
- 法人税法
- 法人特別税法
- 相続税法
- 地価税法
- 消費税法
- 酒税法
- 揮発油税法
- 地方道路税法
- 石油ガス税法
- 航空機燃料税法
- 電源開発促進税法
- 自動車重量税法
- 印紙税法
- 登録免許税法
- 租税特別措置法
- 災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律
- 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
- 国税徴収法
- 国税犯則取締法
- 税理士法
- 関税法

第六編 地方行政法

- 地方自治法

- 自動車保管場所の確保等に関する法律
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
- 銃砲刀剣類所持等取締法
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ストーカー行為等の規制等に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 消防組織法
- 消防法
- 水防法
- 出入国管理及び難民認定法
- 旅券法
- 自衛隊法

第九編 環境保全法

- 環境基本法
- 循環型社会形成推進基本法
- 環境影響評価法
- 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- 自然環境保全法
- 自然公園法
- 温泉法
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 公害防止事業費事業者負担法
- 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 大気汚染防止法
- スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律
- 水質汚濁防止法
- 湖沼水質保全特別措置法
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- 土壌汚染対策法
- 騒音規制法
- 振動規制法

第三編 土地

- 景観法
- 土地基本法
- 土地収用法
- 公共用地の取得に関する特別措置法
- 公有地の拡大の推進に関する法律
- 地価公示法
- 不動産の鑑定評価に関する法律
- 宅地建物取引業法

第四章 道路

- 道路法
- 高速自動車国道法
- 国土開発幹線自動車道建設法
- 道路整備費の財源等の特例に関する法律
- 道路整備特別措置法
- 共同溝の整備等に関する特別措置法

第五章 住宅・建築

- 住宅生活基本法
- 公営住宅法
- 宅地造成等規制法
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律
- 住宅融資保険法
- 建築基準法
- 建設業法

第六章 河川・海岸・治山治水

- 河川法
- 特定多目的ダム法
- 水資源開発促進法
- 水源地域対策特別措置法
- 公有水面埋立法
- 海岸法
- 砂防法
- 地すべり等防止法
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

第七章 災害対策

- 災害対策基本法
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- 地震防災対策特別措置法

第十二編 労働法

第一章 労働

- 労働組合法
- 労働関係調整法
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律

第二章 労働基準

- 労働基準法
- 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
- 公益通報者保護法
- 貴金の支払の確保等に関する法律
- 最低賃金法
- 家内労働法
- 労働安全衛生法
- 雇用対策法
- 職業安定法
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
- 障害者の雇用の促進等に関する法律

第三章 職業安定

- 職業安定法
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
- 障害者の雇用の促進等に関する法律

第四章 労働保険

- 労働者災害補償保険法
- 雇用保険法
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

第五章 労働福祉

- 勤労者財産形成促進法
- 中小企業退職金共済法
- 労働金庫法
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
- 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

第十三編 経済法

第一章 経済一般

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- 不正競争防止法
- 不当景品類及び不当表示防止法

- 無効取銷の防止に関する法律
- 金融商品取引法
- 公認会計士法
- 外国為替及び外国貿易法
- 輸出入取引法
- 貿易保険法

第六章 商工

- 商工会議所法
- 商工会议法
- 商店街振興組合法
- 商品取引所法
- 商品投資に係る事業の規制に関する法律
- 大規模小売店舗立地法
- 割賦販売法
- 工業標準化法
- 工業用水道事業法
- 工業薬類取締法
- 高圧ガス保安法

第七章 資源・エネルギー

- 鉱業法
- 鉱山保安法
- 砂利採取法
- 電気事業法
- ガス事業法
- 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 原子力基本法

第八章 農林・水産

- 食料・農薬・農村基本法
- 農業委員会等に関する法律
- 農業振興地域の整備に関する法律
- 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- 農林中央金庫法
- 農林漁業金融公庫法
- 農業災害補償法
- 農地法
- 種田法
- 土地改良法

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
- 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
- 獣医師法
- 卸売市場法
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

- 利息制限法
- 供託法
- 身元保証・関与・免責の法律
- 信託法
- 失火・責任二関スル法律
- 自動車損害賠償保障法
- 戸籍法

第二章 商法・会社法

- 商法
- 商法施行法
- 会社法
- 商業登記法
- 社債等登録法
- 手形法
- 小切手法

第三章 民事訴訟法

- 民事訴訟法
- 民事訴訟法
- 家事審判法
- 民事調停法
- 民事執行法
- 民事保全法
- 破産法
- 探石法
- 民事再生法
- 会社更生法

第十五編 刑事法

第一章 刑法

- 刑法
- 刑法施行法
- 破壊活動防止法
- 爆発物取締罰則

第二章 刑事訴訟法

- 刑事訴訟法
- 刑事訴訟法施行法
- 少年法
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

第三章 矯正保護

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
- 更生保護事業法

第十六編 裁判所

- 裁判所法
- 弁護士法
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法
- 公証人法
- 司法書士法

主要法律には各条文の解釈・運用上、必要最小限の法条相互関係を簡潔に注記した参照条文を登載!!

〈経済法〉 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（二四・二五）	八の二 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三年一月法律第一八五号） 九 地方公務員法（昭和二年一月法律第二六一号） 十 森林組合法（昭和五年五月法律第三六号） 十一 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和七年七月法律第二八九号） ⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第八号及び第八号の二に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買う場合に限る。 一 國家公務員法（昭和十一年十月法律第十一号） 二 農業協同組合法（昭和二年一月法律第一三二号） 三 國家公務員共済組合法（昭和三年五月法律第一二八号） 三の二 地方公務員等共済組合法（昭和七年九月法律第一五二号） 四 消費生活協同組合法（昭和三年七月法律第二〇〇号） 五 水産業協同組合法（昭和三年二月法律第二四二号） 六 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和三年二月法律第二五七号） 七 労働組合法（昭和四年六月法律第一七四号） 八 中小企業等協同組合法（昭和四年六月法律第一八一号） 八の二 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三年一月法律第一八五号） 九 地方公務員法（昭和二年一月法律第二六一号） 十 森林組合法（昭和五年五月法律第三六号） 十一 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和七年七月法律第二八九号） ⑥ 第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、公正取引委員会規則の定める場合は、この限りでない。 【再販売価格維持契約】 二九（四）指定 三五の四の二・独禁法二四の二第二項の商品指定（昭四三公取委告九一・昭四八公取委告三六）、「契約の届出」 公取委令二一・再販売価格維持契約の届出規、「罰則」 九一の二・九五 【判】 製造業者の決定した再販売価格と同一の協同組合の協定価格を守るよう製造業者の外部員が勧誘した行為も再販売価格の維持行為となる。（昭三三・一一・二五東京高・高裁民集一〇・一一・七四三） 本条一項の規定は、再販売価格維持行為が競争阻害性を有するに過ぎず違法とされるべきものであることを前提として、公正取引委員会が諸般の事情を考慮し価格維持を許すのが相当であると認めて指定した一定の商品につき、その再販売価格維持行為を例外的に違法としないこととしたものであつて、販売業者間の競争確保を目的とする不正な取引方法（昭和二年公正取引委員会告示第一号）八とは経済政策上の観点から異なる規定である。本条を根拠として不正な取引方法（昭和二年公正取引委員会告示第一号）八の「正当な理由」の解釈を論ずることは当をえないものであり、公正取引委員会の指定を受けない以上、当該商品が事実上本条一項・二項の定める要件に適合しているからといって、直ちにその再販売価格維持行為に右の「正当な理由」があるとすることはできない。（昭五〇・七・一一最高二小・民集二九・六・九五） 出版者が、取次業者との間で再販売価格維持契約の対象とした書籍を、小売業者等に対して通知することなく小売価格の四割引きで販売することは、不当な廉価による販売として違法性を有する。（平八・七・一七東京高・金融商事一〇・一一・二九） 出版者が、取次業者との間で再販売価格維持契約の対象とした書籍を、小売業者等に対して通知することなく小売価格の四割引きで販売することは、不当な廉価による販売として違法性を有する。（平八・七・一七東京高・金融商事一〇・一一・二九） 第七章 差止請求及び損害賠償 【差止請求】 第二四条 第八條第一項第五号又は第十九條の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。 【無過失損害賠償責任】 第二五条 第三條、第六條又は第十九條の規定に違反する行為をした事業者（第六條の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第八條第一項の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつ
--	--

主要法令について該当する判例の要旨を、関係法条に分類して登載!!

主要法律には、その各条文の解釈上
または行政手続上の指示等で必要な
通達・行政実例を要約して登載 //

一六三

三 作新銀行が、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

四 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

五 その他計算の内容を明らかにするため必要な書類

前項第一号から第四号までに規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

第一四條 予算の調製の様式は、別記のとおりとする。

一五條 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。

第一五條の二 予算に関する説明書の様式は、別記のとおりとする。

⑤「予算の調整」＝一四九・二号、「長の権限」＝一八〇の
六一号、「調製の様式」＝地自令一四七、予算編成の原
則」「地財法三、「教育予算の意見聴取」、「地教法三
「長の予算提出権」＝九七・二但書、一一二但書、「予算の
内容」＝二五六、「議会の議決」＝九六・九七、予算の
再議」＝一七六、「政令」＝地自令一四四、「長の説明責任
出義務」＝二三、「地方関係事業団の予算」＝三〇・九

【行】・三月中に翌年度予算を議決せず、四月にこれを議決した予算といえども無効でない。(昭六・三・二〇地方自治法二四)

〔判〕・知事が、空港の立地可能性についての調査に要する

経費を予算に計上するに際して、議会に対し、殊更、国庫輸送力増強推進費に要するものと虚偽の説明をして予算の議決を得ている場合、これを右調査のために支出するのことは、知事の予算執行権の範囲に属する適法な財務會計上の行為とはいえない。(昭五九・九・一八京都地・行裁例集三五・九・一三六六)

第二一二条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁す

る事件でその履行に数年度を要するものについては予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたつて支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

一四五条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりでまで過次繰り越して使用することができる。

この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の五月三十一日までに継続費繰越計算書を

2 普通地方公共団体の長は、継統費に係る継統年度（継統費に係る歳出予算の金額のうち法第二百

二十条第三項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度が終了したときは、継続費積算報告書を調製し、地方自治法第二百三十三条第五項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 継続費繰越計算書及び継続費積算報告書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

一四條（二一條参照）
一五條の三 継続費繰越計算書及び継続費精算報

告書の様式は、別記のとおりとする。

〔参〕（継続費）Ⅱ地自令一四五

【行】・懸賞費の予算定額を繰り越す場合は、令第一四五条による繰越計算書の報告のみで、別に翌年度分として繰越予算としての議決は要しない。(昭二五・七・六自治発一

一四） 継続費の逐次繰越額を継続年度中途の年度における補正予算で減額することはできない。（昭二六・一一・一六地自行政三八六）

第二一三條 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わら

ない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができ、前項の規定により翌年度に繰り越して使用するこ

とができる経費は、これを繰越明許費という。

附一四六条 地方自治法第二百十三条の規定により

翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

(大六法二六七一)

施行令・施行規則等の条文は、法律の条文と一体的に理解することができるよう、該当法条の後に令・規則等として配置!!

「購入・検討したいけれど…」というお客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

- ◆加除式書籍とは、書籍(台本)の内容を最新の状態で保つために、法令改正・事例追加等に伴う内容補正の追録(補正・追加が必要な頁・冊子／有料)を発行し、お客様のお手元の書籍(台本)の該当頁と差し替えていただく形態の書籍です。
- ◆加除式なら追録の迅速な発行により、常に最新の情報がお手元に届きますので、改正・増補を見落とすことがありません。未永く、安心してご利用いただけます。

追録は購入しなければならないの？

- ◆加除式のメリットは、最新の内容で常にご利用いただけることです。台本購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしております。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品に綴り込んでいる「利用規約(規程)」にご案内しております。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせ下さい。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。申込先(連絡先・FAX番号等)は、申込書に記載しています。
 - 弊社**ホームページ**からもお申し込みいただけます。
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。不明な点は、下記フリーダイヤルまでお問い合わせ下さい。

商品を手にとって検討したい…

- ◆商品をお手にとって検討したいというお客様には、便利な無料試読サービスをお勧めします。商品そのものをお届けし、内容をご確認・ご検討いただける安心のシステムです。
- ◆ご購入の場合は現品同封の申込書でお申し込み下さい。ご不要の場合は、料金着払いでご返品下さい。ご検討は現品到着後2週間以内にお願います。2週間を経過してお申し込み・ご返品がない場合、弊社より確認のお電話等をさせていただきます。万一、紛失された場合等は、実費をご請求させていただきますことがあります。

未永く、安心してご利用いただくために

- ◆書籍のページが欠落してしまった、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合はお気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡下さい。弊社社員がメンテナンスにお伺いします。

商品に関するご照会・お申し込みは

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは

<クレジットカードでもお支払いいただけます。※>

※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

<http://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規 株式会社

本社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560 TEL 03-3404-2251 (大代表) FAX 03-3404-2269

北海道支社 [北海道]

札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社 [青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島]

仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社 [東京・千葉・神奈川・山梨]

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社 [茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野]

さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所 [新潟・長野]

長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社 [富山・石川・岐阜・静岡・愛知・三重]

名古屋市中区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社 [福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山]

大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

中四国支社 [鳥取・島根・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・高知]

岡山市柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15F 〒700-0904

九州支社 [山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄]

福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074

沖縄営業所 [沖縄]

那覇市泉崎1-18-7 泉屋ビル2F 〒900-0021



担当



(600010) [0803]

大六法 (600015) 2008.3 H1